

鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事における手工具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	11~12	クレーン作業時に必要となる足場を作成中、H鋼をバールで、てこの原理で持ち上げようとした瞬間、バールが外れてしまいH鋼（12mm）が落下し左中指先端が挟まれ損傷した。	70~29	10
4	11~12	2階EVホールで建具（FIXサッシ、W=365mmH=2775mm）の取り外し作業を行っていた。エレベーターホール側よりセットハンマーにて建具下枠の巾木部分をロビー側に平行移動させるため直接叩く際、作業を行っている建具の向かい側に立膝の姿勢で座っていたが、セットハンマーで下枠を直接叩いていたところ、手元がくるいハンマーが下枠に当たらず通過し、反対側に座っていた被災者の右足ひざ部分に当たった。	51~9	1
5	14~15	建築基礎工現場にて梁底型枠を取り外す作業中、ハンマーで型枠を叩きコンクリートから剥がす際にコンクリートに右手をぶつけた。	47~9	1
6	11~12	共同住宅新築工事の基礎工事にて、立ち上り型枠を立て込むためのセパレーターをベースコンクリートに、手打ちコンクリート釘にて固定を行った際、打ち損じた釘が跳ね返り、左目眼球に刺さった。その時、保護メガネはヘルメットの上であり、使用されていなかった。	27~9	1
7	14~15	2階ベランダ笠木を施工している際、ベランダ方立と笠木を釘打ち機にて留め付けを行おうとしたときに、部材持ち手である左手親指を誤射した。	25~9	1
	9~	駅地下通路で、エレベーター設置に伴う仮囲い（軒天）を構築作業中、軒天の固定		1

9	10	を行う為に天井にビスの穴を削孔しハンマーを振り上げ打設していた時、保護手袋をしていない状態で振り上げた手を軒天に打ちつけ、右手の甲を負傷した。	53	～ 9
10	18～ 19	基礎型枠組立作業中に根伐底で、型枠材の建入れを調整中に、釘止めをしていたパネルを調整する為、一旦釘を抜こうと釘抜きで勢いよく釘を引き抜いた際、抜けた釘(長さ65mm)が飛び、左目に当たる。	22	～ 29
10	13～ 14	2期新築工事現場において、分電盤の電線をカッターナイフで切断するため斜めに刃を入れ強く切った際、カッターナイフが滑り左手人差し指を切傷した。	23	～ 9
12	17～18	被災者は、当作業所内8階および26階の冷媒配管工事の作業員として入場していた（当作業所がメインの勤務場だが、他の作業所での勤務もあった）。被災者は、約2週間、工事用エレベーターを利用せず、8階から26階（階高4m、18フロア分）間の作業工具（30kg程度）の上げ降ろしを人力で数回に亘り行った。また、手工具（10～20kg）についても上げ降ろしを数回人力にて行った。	32	～ 9
12	11～12	改築工事の現場において、室内で鋼製棚の分解中、下で作業していたところ、上で作業していた人が誤ってインパクトを落とし、右足の中指に直撃し負傷した。当日痛みはあったが夕方まで作業し、会社に帰ってから靴下を脱いだところ、腫れが酷かった。右足中指第1・第2関節骨折で全治2週間となった。	59	～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html